

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状分析】

本市の中心市街地には、金沢市役所、金沢地方裁判所などの行政機関が立地しているほか、市立の小中学校、石川県立工業高等学校をはじめとした高等学校などの教育施設、金沢大学付属病院、金沢医療センターなどの医療機関、金沢健康プラザ大手町、松ヶ枝福祉館などの福祉・保健施設など、商業・業務施設以外の都市機能が集積しています。

特に、市立玉川図書館、金沢歌劇座、県立音楽堂、金沢 21 世紀美術館、石川県立美術館など、芸術文化施設の集積が目立っており、文化施設利用を目的に中心市街地を訪れる市民も多く、中心市街地の個性のひとつとなっています。

近年、玉川こども図書館や近江町交流プラザなど、子育て支援機能を持った施設の整備が進むことで、子ども連れの家族が休日を中心市街地で過ごす姿も多く見られるようになり、都市福利施設の整備が、まちなかの賑わい向上に好影響を及ぼしています。

一方で、中心市街地の少子高齢化は進展しており、高齢化を抑制し、定住人口を増加させるために、既存ストックを活用しながら、高齢者、青少年層が利用しやすい交流施設を整備し、誰もが暮らしやすい住環境を整えることが求められています。

【都市福利施設の整備の必要性】

この現状を踏まえ、幅広い世代、特に年配者の利用が多い近江町市場に整備する交流機能を有する複合商業施設や中心市街地の旧小学校施設を活用した生涯学習施設の整備を促進することは、まちなかの住環境を向上させることにより、まちなか居住の魅力を高め、まちなかの定住者を増加させるために必要です。

注) 都市福利施設：教育文化施設（学校、図書館等）、医療施設（病院、診療所等）、社会福祉施設（高齢者介護施設、保育所等）等

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 長土堀青少年交流センター整備事業</p> <p>【内容】 ・老朽化した旧小学校施設を市民交流の拠点となる生涯学習施設に再整備します。</p> <p>【実施時期】 平成29～令和元年度</p>	金沢市	<p>【中心市街地の活性化を実現するための位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地において、幅広い世代の市民交流、生涯学習拠点の整備を行うことにより、居住環境の向上を図り、まちなか定住を促進します。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックを再整備し、都市機能の集積を図ることは、まちなかの定住促進のために必要な事業です。 <p>【定期的フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後、利用者数を把握します。 	<p>【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（金沢中央地区））</p> <p>【実施時期】 平成29～令和元年度</p>	
<p>【事業名】 近江町市場複合商業施設整備事業</p> <p>【内容】 ・近江町市場の老朽化している商業施設を地区の交流拠点となる複合商業施設として再整備します。</p> <p>【実施時期】 平成27～令和元年度</p>	近江町市場商店街振興組合	<p>【中心市街地の活性化を実現するための位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金沢市民の台所」として親しまれる近江町市場では、来街者の急増により、地元客離れが懸念されています。交流機能を有する商業施設を整備することにより、この問題を解決し、近隣商業施設との相乗効果を高め、魅力ある商業環境を作ります。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽商業施設を、交流機能を有する複合商業施設へ更新することは、魅力ある商業環境を創出し、まちなか定住を促進するために必要な事業です。 <p>【定期的フォローアップ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年に1回、当該地区の歩行者・自転車通行量を把握します。 	<p>【支援措置内容】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（近江町市場地区））</p> <p>【実施時期】 平成29～令和元年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 金沢子ども広場事業</p> <p>【内容】 ・金沢駅あんと内において、乳幼児の親子が気軽に集い、一緒に遊びながらふれあい、交流する場を提供するとともに、子育て相談や情報の提供、子育て支援事業を実施します。</p> <p>【実施時期】 平成9年度～</p>	<p>金沢市</p>	<p>【中心市街地の活性化を実現するための位置付け】 ・子育て支援機能を有する施設を中心市街地に設けることにより、子ども連れの家族が安心してまちなかに訪れる環境を整え、若い世代に定住に向けた安心感を与えることで、まちなか定住の促進を図ります。</p> <p>【必要性】 ・子育て支援機能を有する施設を中心市街地に設けることは、若年層のまちなか定住の促進のために必要な事業です。</p> <p>【定期的フォローアップ】 ・毎月の同施設の利用者数を把握します。</p>	<p>【支援措置内容】 子ども・子育て支援交付金（地域子育て支援拠点事業）</p> <p>【実施時期】 平成29～令和3年度</p>	
<p>【事業名】 近江町交流プラザ運営事業</p> <p>【内容】 ・生涯学習活動の場や親子の集いの場、食育推進の場等を提供することで、市民の世代間交流や子育てを支援します。</p> <p>【実施時期】 平成21年度～</p>	<p>金沢市</p>	<p>【中心市街地の活性化を実現するための位置付け】 ・本市有数の商業集積地、観光地である武蔵ヶ辻地区において、市民センター、生涯学習の場や親子のふれあい・交流の場や食育推進の場を設置し、都市機能を高めることで、住環境を向上させ、まちなか定住の促進を図ります。</p> <p>【必要性】 ・中心市街地において、生涯学習や子育て支援機能を有する施設を設けることは、若年層のまちなかの定住促進のために必要な事業です。</p> <p>【定期的フォローアップ】 ・毎年度末に年間利用者（来館者）数を把握します。</p>	<p>【支援措置内容】 子ども・子育て支援交付金（一時預かり事業）</p> <p>【実施時期】 平成29～令和3年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 金沢福祉用具情報プラザ運営事業</p> <p>【内容】 ・身体機能にあった福祉用具の選定や住宅改修の支援、各種福祉情報の提供を通じ、障害のある方や高齢者等の社会・日常における自立の促進を図ります。</p> <p>【実施時期】 平成 14 年度～</p>	<p>金沢市</p>	<p>【中心市街地の活性化を実現するための位置付け】 ・中心市街地において、生涯のある方や高齢者等の社会・日常における自立の促進を図るための、各種情報を提供する施設を運営することにより、誰もが安心して暮らせる住環境の形成を図ります。</p> <p>【必要性】 ・まちなかへ福祉・教育・文化施設など多様な都市機能の集積を進めることは、住環境の向上につながり、まちなか定住の促進のために必要な事業です。</p> <p>【定期的フォローアップ】 ・毎年、年間利用者数を把握します。</p>		